

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ笠岡店

所在地 笠岡市笠岡字大磯一〇六一一三

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社エディオンWEST

住所 広島市中区紙屋町二丁目一番十八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社デオデオ

代表者の氏名 代表取締役 友則 和寿

(変更後) 名称 株式会社エディオンWEST

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社デオデオ

代表者の氏名 代表取締役 友則 和寿

(変更後) 名称 株式会社エディオンWEST

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

4 変更年月日

平成二十一年十月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課